

AMNESTY
INTERNATIONAL



LEGACY GIVING

遺贈・ 相続財産寄付の ご案内

©StephanieStephanie Foden/Amnesty International



LEAVE A GIFT IN YOUR WILL



アムネスティ支援者の皆様へ

世界の人たちのため、日頃よりアムネスティ・インターナショナルの活動に暖かいご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

アムネスティ・インターナショナルは、1961年イギリスで誕生しました。今では世界80カ国に活動拠点を持ち、さまざまな人権問題にとりこんでいます。しかしその歴史は、たった1人の市民の勇気ある行動から始まったのです。

ある朝、英国の弁護士ピーター・ベネンソンは、一片の新聞記事に目を奪われました。それは、当時、軍事政権下にあったポルトガルで、学生2人が「自由のために!」と乾杯したために逮捕され、7年の刑を受けた、という記事でした。その記事に強い衝撃を受けたベネンソンは、新聞に記事を投稿します。「忘れられた囚人たち」と題されたこの記事は、当時、政府との意見の違いにより囚われの身となっていた人のことを取り上げました。軍や警察などの国家権力によって自由を奪われ、その存在すらも消されてしまう人びとがいる。そうした人びとを忘れないために、世界中の人びとが声をあげることができれば……。ベネンソンは記事をとおして、読者にそう呼びかけたのです。この呼びかけに、人びとは応えました。記事は欧米各国の新聞に翻訳され、わずか1ヵ月の間に、1000通を超える反響が寄せられたのです。ベネンソンが始めたこの運動に、その年の終わり、「アムネスティ・インターナショナル」という名前がつきます。遠い異国で、自由を奪われ苦しむ人びとを想い、市民が自らの手で釈放を求めよう。国境を越えた人権運動の誕生です。

こうした草の根の活動が広がるなかで、アムネスティの活動をお知りになり、将来のこされる財産や、相続された財産の一部を、「人が人らしく生きることができる世界の実現」のために役立ててほしいとの申し出を多くいただくようになりました。今や世界で1千万人以上がアムネスティの運動に参加しています。

国境を越えた自発的な市民運動が「自由、正義、そして平和の礎をもたらした」として、1977年にはノーベル平和賞を受賞しました。

この世界の人権侵害をなくすため、ぜひ本冊子をご高覧ください、みなさまに遺贈・相続寄付のご検討いただきたくお願い申し上げます。

公益社団法人
アムネスティ・インターナショナル日本



1977年ノーベル平和賞を受賞

© Bart Kouwenberg

アムネスティ・インターナショナルの活動

03 キャンペーン



死産が殺人だと投獄され、後に減刑で釈放されたバスケスさん。釈放を訴える手紙の前で。

学生や会社員など、ふつうの市民が、人権侵害を止めるために、各国政府に改善を求める手紙やメールを送ったり、SNSで訴えかけるなど、その方法はさまざまです。

01 人権侵害の調査



イラク北部でイスラム国の聞き取りをするアムネスティ調査員

衛星画像を分析するアムネスティのデジタル調査担当職員

世界各地に調査団を送り、人権侵害の被害者から直接話を聞いたり、衛星画像を分析したり、現地NGOや政府と話し合いをして、人権侵害の実態を暴き、独自調査で暴き、世界に発信しています。

02 政策提言



ニューヨークでの国連本会議でスピーチする、アムネスティ事務総長

中立の立場で、国連や各国政府に対して、国際法基準を守り、人権を尊重する対策をとるよう、働きかけます。国連の特別協議資格を持つNGOとして、国際的な発言力を持っており、アムネスティの提言は多くの政府から重要であると認められています。

CONTENTS

遺贈による寄付 P04~P08

ご自身の遺産を寄付されたい方

相続財産からの寄付 P09

故人の遺産を寄付されたい方

Q & A / 寄付者さまの声 P10~P11

POINT 1

遺贈による寄付

ご自身の遺産を寄付する

遺贈とは

遺言書をつくり、遺産を特定の人や団体に寄付することを遺贈といいます。アムネスティへの遺贈という方法で、財産を世界の人々の未来のために残すことができます。遺贈のご意志は、遺言書をのこすことで初めて実現することができます。ご寄付をご検討いただくうえで、何か相談がございましたらいつでもアムネスティ日本へご連絡下さい。専任のスタッフが対応させていただきます。



1 遺言執行者をお決めいただく

遺言書の内容を具体的に実現する「遺言執行者」をお決めいただき、遺言書の中でご指定してください。遺言執行者には、弁護士、司法書士、信託銀行などの専門家をご指定いただくことをお勧めしております。

2 遺言書をご作成いただく

弁護士、司法書士、などの専門家を遺言執行者としてご指定いただく場合、専門家に法的に有効な遺言書の作成方法や手続きなどご相談ください。

3 遺言書の文言表記の確認など

法的に有効で執行できる遺言書を作成するため、遺言執行者からアムネスティに対して、遺言書の文言表記などについて確認が行われることがあります。

*遺言者ご本人の了承なく、個人情報を遺言執行者とアムネスティの間で共有することはございません。質問等は匿名でなされるのが通常です。

4 遺言執行者へのご逝去の知らせ

遺言執行者にご逝去の知らせがないと、遺言の執行が開始されない恐れがあります。遺言執行者にご相談のうえ、ご家族や信頼できる方などから通知人(遺言執行者にご逝去のお知らせをする方)を選び、通知人にあらかじめ遺言執行者への連絡を依頼するなどの手順を確認してください。

5 遺言書の開示

遺言執行者からアムネスティに対して、遺言執行者に就任したことが通知され、遺言書の写しが送られます。

6 遺言執行と財産の引き渡し

遺言が執行され、ご寄付いただく財産をお引渡しいたできます。お預かりしたご寄付は、人権擁護のために使われます。

遺言書の作成から遺言執行までの流れ



POINT 2

遺言書の種類

遺言が法的な効力を持つためには、民法で定められた遺言の方式により作成されている必要があります。民法が認める遺言の方式のうち、一般的に使われる方式は「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」の2種類ですが、アムネスティにご遺贈いただく場合は、法的な不備が起きにくいという観点から、公正証書遺言をお勧めします。



POINT 3

公正証書遺言

作成方法	公証役場で遺言者が、2人以上の証人の立ち会いのもとで、公証人に遺言内容を口述します。公証人はこれを文章にまとめ、最後に本人、証人、公証人が署名捺印します。
作成場所	公証役場
証人	2人以上の証人の立ち会い(証人は公証役場で紹介してもらうこともできます)
日付	年月日まで記入
署名捺印	本人、証人2人、公証人
印鑑	本人は実印、証人は実印・認印どちらでも可
封印・保管	封印不要。公証役場が原本を保管し(最大20年)、遺言者と遺言執行者が正本、謄本を保管します。
遺言者死亡後の家庭裁判所の検認※	不要
執行	家庭裁判所の検認が不要で、速やかに遺言が執行されます。
費用	下記表の通り(遺言の内容によって異なります)
長所	公証人は、法律の専門家で、正確な法律の知識と豊富な経験を有していますので、方式の不備で遺言が無効になる恐れがありません。また、原本が必ず公証役場に保管されますので、遺言書が破棄されたり、隠匿や改ざんをされたりする心配も全くありません。
短所	手数料がかかります。また、証人が必要になります。

※「検認」とは、家庭裁判所で遺言書の状態や内容を確認し保存する手続きです。

目的の価額	手数料
~100万円	5,000円
~200万円	7,000円
~500万円	11,000円
~1,000万円	17,000円
~3,000万円	23,000円
~5,000万円	29,000円
~1億円	43,000円
⋮	⋮

例えば総額5千万円の財産をアムネスティに遺贈する場合の手料金は2万9000円です。妻に3千万円を相続させ、アムネスティに2千万円を遺贈する場合は相続人や受遺者ごとに手数料が算定されるので4万6000円(妻の相続分2万3000円+アムネスティ遺贈分2万3000円)となります。ただし全体の財産が1億円以下のときは、手数料額に、1万1000円が加算されます。これを「遺言加算」といいます。

※2024年9月現在。最新は日本公証人連合会HPをご確認ください。

公正証書遺言の記載例

令和X年 第XXXX号

遺言公正証書

本公証人は、遺言者〇〇〇〇の囑託により、証人〇〇〇〇、及び証人〇〇〇〇の立会いの下に、遺言者の口述した遺言を次のとおり筆記して、この証書を作成する。

本旨

遺言者〇〇〇〇は、次のとおり遺言する。

第一条 遺言者は、その有する下記の財産につき、遺言執行者において全てを換価し、換価金の中から諸経費、相続債務を支払い、遺言執行の費用及び報酬を控除した残金の中から、下記のとおり相続させ又は遺贈する。

記

(財産)

(1) 預貯金

① 株式会社〇〇銀行〇〇支店に預託中の預金

② 株式会社〇〇信託銀行〇〇支店に預託中の預金

(2) 不動産

～ 中略 ～

(相続人及び受遺者、相続させ又は遺贈する分)

(1) 相続人・〇〇〇〇(昭和〇年〇月〇日生、遺言者の弟
上記換価金残金のうち、金〇〇万円

(2) 受遺者・公益社団法人アムネスティ・インターナショナル日本(所在地:東京都千代田区神田小川町2-12-14 晴花ビル7階)

(1)により相続させた換価金残金全部

(遺言執行者)

第二条 遺言者は、この遺言の執行者として、次の者を指定する。

〇〇〇〇(弁護士)

昭和〇年〇月〇日生

(住所)東京都〇〇区〇〇丁目〇番〇号

(事務所)東京都〇〇区〇〇丁目〇番〇号

本旨外要件

住所 東京都〇〇区〇〇丁目〇番〇号

職業 無職

遺言者 〇〇〇〇

昭和〇年〇月〇日生

上記は印鑑登録証明書の提出により人違いでないことを証明させた。

住所 東京都〇〇区〇〇丁目〇番〇号

職業 弁護士

証人 〇〇〇〇

昭和〇年〇月〇日生

～ 略 ～

上記遺言者及び証人に読み聞かせたところ、各自その筆記の正確なことを承認し、次に署名押印する。

遺言者 〇〇〇〇 (印)

証人 〇〇〇〇 (印)

証人 〇〇〇〇 (印)

この証書は、民法第969条第1号ないし第4号の方式にしたがい作成し、同条第5号に基づき下記に署名押印するものである。

令和〇年〇月〇日

東京都〇〇区〇〇丁目〇番〇号において

〇〇法務局所属

公証人 〇〇〇〇 (印)

POINT 4

自筆証書遺言

自筆証書遺言とは、遺言者が基本的に全て一人で自筆し、作成する遺言書です。

遺言は、遺言者の真意を確実に実現させる必要があるため、**厳格な方式**が決められており、その方式に従わない遺言は**全て無効**になってしまうのでご注意ください。(日本公証人連合会HPより)

作成方法	遺言者が、遺言書の内容に加え、捺印日および氏名まで一人で自筆し、作成します。ただし、財産目録は手書きでなくてもよく、その際は別紙にて用意し、一枚ごとに署名・押印するとともに、遺言書との一体性が分かるようにしておく必要があります。	
作成場所	決まりはありません。	
証人	不要	
日付	年月日まで記入	
署名捺印	本人のみ	
印鑑	実印・認印・拇印のいずれも可	
封印・保管	法務局の遺言書保管制度を利用する場合 ※1	法務局の遺言書保管制度を利用しない場合
	遺言者本人が遺言書を作成し、管轄の法務局(遺言書保管所)に申請の予約をした上で、直接本人が向いて保管を申請します。	保管方法は特に決まっていますが、遺言者の死後、確実に発見される必要があります。
遺言者死亡後の家庭裁判所の検認 ※2	不要	必要
執行	家庭裁判所の検認が不要です。	家庭裁判所の検認を受けた後、遺言が執行されます。
費用	手数料がかかります。	不要
長所	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 紛失・亡失を防ぐことができます。 ▶ 他人に遺言書を見られることがなく、偽造、改ざん、廃棄される恐れがありません。 ▶ 相続人や受遺者などの手続きが楽になります。 	費用がかからず手軽
短所	法務局への保管申請に費用がかかります。※3 ▶ 手数料は保管先の法務局にお問い合わせください。 例：遺言書の保管申請1件3,900円（東京法務局HP）	法令上の要件を満たしていなかったり、内容に誤りがあると無効になります。遺言書が発見されないことや、偽造、改ざん、廃棄などの恐れがあり、トラブルを招くことがあります。

※1 2020年7月10日より、自筆証書遺言を法務局で保管できる制度が開始されました。この制度は、定められた様式(A4サイズの用紙を使用し、規定以上余白をとるなど)に従って作成し、遺言書を遺言者本人(代理人不可)が直接法務局へ向いて申請することで利用できます。詳しくは、法務省のホームページをご参照ください。

※2 遺言書の検認とは、遺言書の偽造・変造を防止するため、家庭裁判所が遺言書の状態などを確認する手続きです。検認には数千円の費用と一定の時間がかかります。

※3 自筆証書遺言の保管申請には、一件につき3,900円の費用がかかります(2020年10月時点)。申請の撤回は無料ですが、再申請する場合には再度費用が発生します。詳しくは、法務省のホームページをご参照ください。

手書きでない財産目録を遺言書に添付される際には、別紙にて用意し、1枚ごと(両面に記載があるものについては各面)に署名・押印をします。財産目録の添付方法について特別な定めはありませんが、遺言書の一体性を明らかにする必要があります。なお、手書きでない財産目録を利用できるのは、2019年1月13日以降に作成された遺言書に限られます。

POINT 5

アムネスティへの遺贈をご検討いただいている方へのお願い



CHECK 01

法的に有効な遺言書をご作成ください。

アムネスティへの遺贈は「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」で可能ですが、もっとも安全で確実な「公正証書遺言」をおすすめします。

CHECK 02

遺贈先を

「公益社団法人 アムネスティ・インターナショナル日本」とお書きください。

CHECK 03

遺留分にご注意ください。

遺留分とは、一定の相続人に保証されている最低限の相続分です。ご遺族の方とのトラブルなく、ご寄付をいただくために、ご寄付の金額や遺贈の割合は遺留分を侵害しない範囲でご指定ください。

CHECK 04

包括遺贈は事前にご相談ください。

遺贈する財産を金額や項目として具体的に指定する「特定遺贈」と割合のみ(例えば全部や半分、●●%など)指定する「包括遺贈」があり、この場合は借金などの負債も引き継がれることとなります。アムネスティがお受けできるのは基本的に特定遺贈ですが、一定条件のもとで包括遺贈もお受けしております。

CHECK 05

現金以外(不動産、株式など)の財産

なるべく不動産、株式、骨董品などの動産は遺言執行者が現金化し、税金・諸費用を差し引いた上でご寄付いただくようお願いしております。しかしながら、ご希望の場合にはアムネスティから不動産などを現金化させていただくこともできます。不動産のご寄付は現金化が前提となりますので、ご寄付を検討いただく場合は事前にお問合せください。

P10 Q&Aご参照



アムネスティに遺贈していただいた財産には相続税が課税されません。

POINT 6

相続財産からのご寄付

故人から相続した財産の一部をアムネスティにご寄付いただくことが可能です。相続財産をアムネスティにご寄付いただくことで、人権擁護に対して故人が抱いていた想いを実現できます。相続は、財産を残される方が亡くなったときから始まります。

相続手続きの流れ

相続開始から

0日

ご逝去

ご逝去とともに、相続が始まります。

7日以内

死亡届の提出

4カ月以内

準確定申告

故人が一定の収入要件を満たしている場合は、亡くなった年の1月1日から死亡した日までの所得について、相続人が故人に代わって確定申告します。

遺産分割

差支えない範囲で、故人様のご遺志やご遺族様の同意など、書面にてお知らせください。遺言書のコピー、またはご遺族様や遺言執行者による説明文でも構いません。

10カ月以内

相続税の申告・納付

10カ月以内にアムネスティにご寄付いただき、当法人が発行する領収書と公益法人証明書添付して相続税の申告をしていただきますと、ご寄付いただいた財産に相続税が課税されません。



アムネスティにご寄付いただいた相続財産(現金)には相続税が課税されません。

非課税の扱いを受けるには、相続税の申告期限内(被相続人が死亡したことを知った日の翌日から10カ月以内)にご寄付いただき、相続税の申告の際、アムネスティが発行する「領収書」と「公益法人証明書」を添付する必要があります。



感謝状をお送りいたします

POINT 7

お香典のご寄付

お香典(お花料)や、そのお返し「お香典返し」の代わりに、アムネスティにご寄付いただくことが可能です。お香典(お花料)をくださった方々への御礼状を必要数ご用意させていただきます。お礼状の文中表現はご要望に応じて作成させていただきます。



お礼状のイメージ

QUESTIONS

よくいただく質問

Q

遺贈寄付は、 いくらから可能ですか？

遺贈寄付というと高額でなければ、できないとお考えの方がおられますが、いくらからでも遺贈いただくことが可能です。

Q

なぜ遺言執行者を 指定するのですか？

遺贈では、財産の引き渡しや登記などの手続きを行う必要があります。これらの手続きは相続人が自ら行うこともできますが、相応の時間と手間、法律の専門的な知識を要する場合もあり、定められた期間内に遺言執行を行うため、専門家に依頼されることが多いようです。また遺言は相続人間で利益が相反する場合が多く、相続人全員の協力がえられないことがあります。遺言内容を第三者の立場から公平に実行する遺言執行者を指定いただくことにより、相続人間の紛争を回避し、ご意思を確実に実現できます。

Q

私の死後、遺贈についてアムネスティ日本に 連絡がつくか心配です。 どうすれば確実に連絡がいくでしょうか？

遺贈に関する連絡は遺言執行者からいただいています。遺言執行者をご逝去の事実を知ることができなければ、遺贈のご意思は実現できません。そのため遺言書で遺言執行者を指定するとともに、ご親族・ご友人などにご逝去の連絡を依頼するなど「通知人」を定めておきましょう。

P4 ご参照

Q

現金以外の遺贈で 注意すべき「みなし譲渡課税」とは？

不動産や有価証券など現金以外の財産を遺贈する場合、その財産の時価が取得時よりも高くなっていることがあります。この差額分に対して課税されるのが、「みなし譲渡課税」です。現行法では納税義務が原則、受遺者（遺言者の財産を受ける者）ではなく相続人に課せられるので注意が必要です。トラブル回避のためにも現金以外の遺贈を検討される際には、事前にアムネスティにご相談ください。

Q

どのような不動産や 有価証券を遺贈できますか？

遺言執行者による換価手続きが難しい場合は、換価性のある不動産・有価証券に限って遺贈を受けさせていただきます。右記の資産項目については、換価手続きの長期化が想定されるため辞退させていただいております。

P8 ご参照

例

- ・ 山野林
- ・ 農地
- ・ 地方のリゾートマンション
- ・ 海外の不動産
- ・ 権利関係が複雑な不動産(共有名義の不動産)
- ・ 換価までに1年以上かかる不動産
- ・ 未上場株 など



MESSAGE

MESSAGE

寄付者さまからのメッセージ



ニュース等で世界各地の人びとが人権侵害で苦しんでいることを知り、心を痛めていました。体力も衰えており、活動や調査の現場に行ったりすることはできないので寄付を通じて人権活動を応援することにしました。



長年、アムネスティを支援していた母を亡くし、相続財産の一部を寄付しました。亡き母もきっと喜んでくれると思います。



女性や子どもの人権が守られていくことを支援するために人生最後の社会貢献として遺贈を決めました。





アムネスティのロゴマークの意味

暗闇にあかりを灯す、1本のろうそく

アムネスティのロゴには、ろうそくと有刺鉄線が用いられています。有刺鉄線は「自由を奪われた人びと」を、そして、ろうそくは暗闇を照らす「希望」を表現しているのです。アムネスティの創設者であるピーター・ベネンソンが、「暗闇を呪うより、1本のろうそくをともしよう」という中国の格言から、イメージしたといわれています。「どんなに解決が困難に思える人権侵害を目の前にしても、私たち一人ひとりが希望を抱き、行動し続ければ、状況を打ち破ることができる」というメッセージが込められています。

遺贈・相続寄付のご相談

専任の担当が伺いますので、お気軽にご連絡ください。

TEL 03-3518-6777 (平日11:00~17:00)

MAIL info@amnesty.or.jp

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町2-12-14 晴花ビル7階

